



平成 23 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社オーエム製作所
代表者名 取締役社長 山村 英司
(コード番号 6213 東証・大証第一部)
問合せ先 取締役経営企画管理部長 佐脇 祐二
(TEL. 06-6350-1200)

ダイワボウホールディングス株式会社による当社普通株式に対する 公開買付けに関する意見表明について

当社は、平成 23 年 2 月 4 日開催の取締役会において、ダイワボウホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による発行済の当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社とすることを企図していること及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	ダイワボウホールディングス株式会社	
(2) 所在地	大阪市中央区久太郎町三丁目 6 番 8 号 御堂筋ダイワビル	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 阪口 政明	
(4) 事業内容	繊維製品の製造・加工・販売、情報機器の販売、電気機器組立、レジャー及び不動産業等	
(5) 資本金	21,696 百万円	
(6) 設立年月日	昭和 16 年 5 月 12 日	
(7) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6.14%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.73%
	株式会社みずほコーポレート銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	2.23%
	第一生命保険株式会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	2.19%
	日本興亜損害保険株式会社	1.73%
	(平成 22 年 9 月 30 日現在)	

(8) 当社と公開買付者の関係	
①資本関係	公開買付者は、当社株式を8,969,000株（当社の発行済株式総数33,200,000株に対する所有株式数の割合にして27.02%（小数点以下第三位四捨五入））所有しております。
②人的関係	当社監査役である菅野 肇氏が公開買付者の代表取締役会長を兼務しております。
③取引関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。
④関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社のその他の関係会社であり、関連当事者に該当します。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成23年2月4日開催の取締役会において、公開買付者による当社株式に対する本公開買付けについて、下記に記載の根拠及び理由に基づき賛同し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をいたしました。なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「③利害関係のない取締役及び監査役全員による承認」に記載された方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、当社株式8,969,000株（当社の平成22年11月12日提出の第88期第2四半期報告書に記載された平成22年11月12日現在の発行済株式総数（33,200,000株）に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）：27.02%（小数点以下第三位四捨五入））を所有し、当社を持分法適用関連会社としておりますが、この度、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定されておりませんが、応募株券等の合計が6,848,000株（当社の平成22年11月12日提出の第88期第2四半期報告書に記載した平成22年11月12日現在の発行済株式総数（33,200,000株）から、当社の平成23年2月4日公表の「平成23年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載した平成22年12月31日現在の当社の所有する自己株式の数（1,629,512株）を控除した株式数（31,570,488株）の50.10%に相当する株式数（15,816,815株（小数点以下切り上げ））から公開買付者が本書提出日現在所有する当社株式数（8,969,000株）を控除した株式数（6,847,815株）の単元未満に係る数を切り上げた株式数）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定されております。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

なお、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、株式会社三菱東京UFJ銀行から、本公開買付け等に係る決済資金等として、金125億円を上限とした貸付（以下「本買収ローン」といいます。）を受けることを予定しているとのことです。本買収ローンに係る融資条件の詳細については、別途協議のうえ、本買収ローンに係る契約において定めることとされているとのことです。本買収ローンに係る契約において、公開買付者が本公開買付けの結果取得することとなる当社株式を本買収ローンの担保に供し、当社が公開買付者の完全子会社となった後は、当社が公開買付者の連帯保証人となること等が規定される予定とのことです。

② 本公開買付けに賛同する等の意見に至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、昭和16年に紡績会社4社の合併により大和紡績株式会社として設立されました。

以降、綿紡織を軸に、レーヨン（化学繊維）やポリプロピレン（合成繊維）を生産対象に加える一方、インドネシア、ブラジルに進出して合弁事業を展開する等、総合繊維メーカーを目指して事業を拡大してまいりましたが、他方で、祖業とする紡織事業の成熟化の進展に対処し、事業構造の変革を継続的に実行してまいりました。具体的には、衣料製品・産業資材・合繊の各事業へ重点投資を実行し、インドネシア、中国での縫製事業の拠点開設や産業資材・カンバス事業の設備増強、ポリプロ短繊維・スパンレース不織布事業の設備拡充等、中核事業の基盤強化に努めると共に、IT事業や工作機械の製造販売等、多様な事業領域を展開する企業グループ（以下「公開買付者グループ」といいます。）を形成してまいりました。

さらに、グループ連結経営をより一層推進するため、平成18年1月の会社分割による純粋持株会社体制への移行、平成21年4月のITインフラ流通事業のダイワボウ情報システム株式会社との経営統合、同年7月の繊維事業を統括する中間持株会社（大和紡績株式会社）の設立とダイワボウホールディングス株式会社への商号変更をそれぞれ実行して、公開買付者グループの経営体制を拡充いたしました。

一方、当社は、昭和24年7月に、企業再建整備法（昭和21年法律第40号。その後の改正を含みます。）に基づき、紡績機械等を製造していた公開買付者宍道工場の現物出資により大和機械工業株式会社として設立されました。当社は、翌年に株式会社オーエム紡機製作所に社名を変更し、さらに昭和35年に株式会社大阪機械製作所との合併により株式会社オーエム製作所に社名を変更して、繊維機械、工作機械及び自動包装機械の製造・販売を開始いたしました。

当社は、昭和27年に大阪証券取引所（現株式会社大阪証券取引所。以下「大阪証券取引所」といいます。）の市場第一部に上場し、その後、昭和46年には東京証券取引所（現株式会社東京証券取引所。以下「東京証券取引所」といいます。）の市場第一部への上場を果たしました。

当社の現在の主力製品である工作機械については、長年の実績に基づく知識と技能を駆使して顧客の信頼を獲得しています。とりわけ立旋盤の分野においては、独自技術による専門性の高い丁寧な製品づくりで、市場から高い評価を得ております。

しかしながら、近年の当社グループの事業を取り巻く環境は、顧客の設備投資意欲の減退、企業間競争の激化等、厳しい状況が続いております。

当社は、このような中、平成22年4月から平成25年3月までの「第四次中期経営計画（AGGRESSIVE-21V）」を策定し、海外生産や海外調達の推進や、海外販売の推進を中心とする営業戦略、立旋盤のフルライン化や新規マーケットへ対応する製品開発の強化等を最重要課題に掲げ、平成22年7月の台湾におけるTAIWAN O-M CO., LTDの設立等により、海外生産や海外調達の推進によるコスト競争力の強化を図るとともに、中国をはじめインドやASEAN地域の新興諸国向けの廉価型汎用機械、インフラ投資が急拡大する新興諸国を主なターゲットとする原子力・風力発電、航空機、建設機械等、事業活動を支える産業インフラ向けの中・大型立旋盤等の販売拡大に努めております。

しかしながら、かかる競争力強化や販売拡充をより推進するためには、さらなる新興諸国における生産拠点の確立や市場拡大のための販路開拓が必要であるほか、新規マーケットへ対応するための製品等の開発についても強化が必要な状況となっております。

他方、近年の公開買付者グループを取り巻く環境も、依然としてデフレ圧力が根深く残り、設備投資や個人消費が徐々に改善しつつあるものの、急激な円高の進行と世界経済の減速の影響を受け引き続き厳しい状況が続いております。

こうした状況下において、公開買付者グループは、平成21年4月から、ITインフラ流通事業を新しい中核分野に加え、公開買付者グループの事業ポートフォリオの革新によるさらなる成長戦略を実行することを主題とする中期経営計画「ニューステージ21」第三次計画（平成21年4月～平成24年3月）（以下「公開買付者中期経営計画」といいます。）をスタートさせ、上記のとおり、平成

21年7月の繊維事業を統括する中間持株会社（大和紡績株式会社）の設立とダイワボウホールディングス株式会社への商号変更をそれぞれ実行して、公開買付者グループの経営体制を拡充したほか、国際市場を視野に入れた事業戦略の構築、連結収益力の向上を目指すとともにニーズの変化に対応した新規商材・商流の開発を強化し、市場創造に努めてまいりました。

また、公開買付者は、平成23年4月に迎える「創立70周年」を機に、また、第101期連結会計年度（平成23年4月～平成24年3月）が公開買付者中期経営計画の最終事業年度でもあることから、今後のあるべき公開買付者グループの成長戦略について検討を進めてまいりました。

このような中、当社と公開買付者は、平成22年10月以降、両社の連携強化に向けて具体的な協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、公開買付者が当社を完全子会社化し、両社の連携を強化することによって、公開買付者は、(i)公開買付者グループにおいては、ITインフラ流通事業と繊維事業に加えて、当社の産業インフラ事業を第三の柱とすることによってグループ各社との緊密な戦略的連携によるグローバル市場での事業拡大が加速し、資本財（工作機械）から生産財・消費財の生産・販売までを手掛けることで景気変動に対する対応力の向上と安定した収益構造の確立を実現させることが可能となり、(ii)他方、当社においても、下記(a)ないし(c)記載の事業上のシナジー効果の享受のほか、迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となり、(iii)さらには両社にとって、これら両社におけるシナジーを最大限に発揮すべく、効率的な事業展開を進めるための経営資源の最適配分を図ることができると判断しました。

- (a) 公開買付者グループのインドネシア、中国、ブラジルにおける生産・販売拠点等の経営インフラや、公開買付者グループ進出国の政府、有力地元企業等との緊密なつながり等、公開買付者グループが長年培ってきた海外事業に係るノウハウ等の強みを有効活用することで、当社の「第四次中期経営計画（AGGRESSIVE-21IV）」の経営ビジョンに掲げる海外事業展開を迅速かつ効率的に実行することができるものと考えられます。特に、新興諸国では電力網や高速鉄道・道路整備等の産業インフラ投資が相次いでおり、当社が公開買付者グループへ加わることにより、当社が得意とする大型立旋盤の輸出拡大や新興国における生産拠点の確立と販売網の構築を迅速に推進することができるものと考えられます。
- (b) 公開買付者グループのIT技術と当社における機械製造技術の融合によって、製品やシステムの統合・集積が容易となり、新たな機能を有する高付加価値商品の開発が可能と考えられます。新規需要が見込まれる成長領域を攻略するには、さらなる技術開発と商品開発が必要となりますが、その鍵となる公開買付者グループのIT技術と、当社の長年の実績に基づく機械製造技術の融合により、制御システム・アプリケーション開発、モニタリング分析、通信インフラ等の技術を駆使した顧客満足度の高い工作機械や自動包装機械の開発を目指します。
- (c) 公開買付者グループの取引先は、最先端のIT企業や当社の事業と密接に関連する機械製造業、金属加工業、医薬品製造業、飲料製造業など多岐にわたり、取引先との連携により、市場動向や顧客ニーズの把握に努めることにより、新商品の開発や既存商品の新規分野への事業展開など当社の新たな事業機会も創出が期待できるものと考えられます。

今後は、公開買付者中期経営計画における「ハードとソフトの融合により、21世紀の新たな生活文化の提案と人に優しい地球環境への貢献を使命とするパイオニア集団を目指す」という公開買付者グループの経営理念のもと、当社を加えた公開買付者グループ各社の相互のシナジーを追求し、公開買付者グループの企業価値の向上を図ります。また、公開買付者は、本公開買付けは、IT関連の「情報インフラ」及び繊維関連の「生活インフラ」に、「産業インフラ」を加えることで、当社を加えた公開買付者グループとして「社会インフラ」の領域で、顧客満足を追求し、地球環境との共生と持続可能な社会の創造への貢献に資するものと考えております。

なお、公開買付者は、現時点において本公開買付け後においても当社の役員体制を基本的に維持す

る意向であり、また、本公開買付け後も当社の従業員の雇用及び処遇を維持継続する予定であるとのことですが、本公開買付け後における当社の現役員の地位の継続や従業員の雇用及び処遇の維持継続に関して、当社及び当社の現役員は公開買付者との間で、何らの合意もしておりません。

また、当社は、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載した、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から取得した当社の株式価値に関する算定書及び当社と公開買付者から独立した北浜法律事務所・外国法共同事業による法的助言その他諸々の分析を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものと判断しました。

以上から、当社は、平成23年2月4日開催の取締役会において、公開買付者が当社を完全子会社とすることを目的とした本公開買付けの実施に賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、当社は、本公開買付けの決済日後である平成23年3月31日を基準日とする期末配当を行った場合、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異を生じる可能性があることから、平成23年2月4日開催の取締役会において、平成23年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議しております。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は当社株式8,969,000株（株式所有割合：27.02%）を所有し、当社を持分法適用関連会社としていることから、当社及び公開買付者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

なお、公開買付者は、当社の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

① 本公開買付け価格の公正性についての検討

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）及び野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付け価格を決定するに際して参考にするため、当社及び公開買付者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び野村証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村証券から平成23年2月3日に当社の株式価値の算定結果について報告を受け、当該算定結果を記載した株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された当社株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 274円から363円

類似会社比較法 490円から826円

DCF法 478円から590円

まず市場株価平均法では、平成23年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけ

る当社株式の基準日終値（363円）、直近1週間の終値平均値（355円）、直近1ヶ月の終値平均値（343円）、直近3ヶ月の終値平均値（306円）及び直近6ヶ月の終値平均値（274円）を基に、当社株式1株当たりの価値の範囲を274円から363円までと分析しているとのことです。

次に類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、当社株式1株当たりの価値の範囲を490円から826円までと分析しているとのことです。

最後にDCF法では、当社の事業計画、当社とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成23年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの価値の範囲を478円から590円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、野村証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討したとのことです。検討にあたっては野村証券による算定結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成23年2月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり540円と決定したとのことです（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです）。

本公開買付価格は、平成23年2月3日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の普通取引終値の368円に対して46.7%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年1月4日から平成23年2月3日）の終値の単純平均値344円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して57.0%、過去3ヶ月間（平成22年11月4日から平成23年2月3日）の終値の単純平均値307円に対して75.9%、過去6ヶ月間（平成22年8月4日から平成23年2月3日）の終値の単純平均値275円に対して96.4%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になるとのことです。

一方、当社は、本公開買付価格の公正性を判断するにあたり、その参考資料として当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券より、株式価値算定書を平成23年2月3日付で受領いたしました。なお、みずほ証券からは、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された当社株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

(i) 市場株価基準法

平成23年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値（363円）、直近1週間の終値の単純平均値（355円）、直近1ヶ月の終値の単純平均値（343円）、直近3ヶ月の終値の単純平均値（306円）及び直近6ヶ月の終値の単純平均値（274円）を基に、1株当たりの価値の範囲を274円から363円までと算定しております。

(ii) 類似会社比較法

当社と事業内容等が類似する上場会社（以下「類似会社」といいます。）を複数選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、当社の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの価値の範囲を495円から564円と算定しております。

(iii) DCF法

当社が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の株式価値を評価し、1株当たりの価値の範囲を475円から583円と算定しております。

なお、みずほ証券は、当社及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

またDCF法による算定の基礎として当社がみずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び野村證券に提出した利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、当社が平成22年5月7日に開示した平成22年4月から平成25年3月までの「第四次中期経営計画（AGGRESSIVE-21IV）」において最重要施策として掲げ、平成22年9月13日に開示した「CNC立旋盤の海外生産開始について」において進捗を開示している、海外生産、海外調達の推進と海外売上高の拡大が期待できると考えたためです。このため、平成24年3月期以降は、当該中期経営計画に掲げた目標数値より増益を見込んでおります。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、意思決定過程における公正性を確保するための措置及び利益相反を回避するための措置として当社及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業を選任し、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、必要な法的助言を得ております。

③ 利害関係のない取締役及び監査役全員による承認

公開買付者の代表取締役会長を兼任する当社の菅野 肇監査役は、利益相反の疑いを回避する観点から、平成23年2月4日開催の当社取締役会を含む本公開買付けに関する全ての審議に参加しておりません。当該取締役会においては、当社取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議いたしました。また、公開買付者の代表取締役会長を兼任する当社の菅野 肇監査役以外の当社監査役全員が当該取締役会に参加し、当社取締役会が上記意見を表明することにつき異議がない旨の意見を述べています。

④ 公開買付期間を比較的長期に設定

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。

なお、当社及び公開買付者は、当社が公開買付者の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されています。

しかしながら、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、上場されている上記各取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により、公開買付者は当社を完全子会社化することを企図しているとのことですので、その場合、当社株式は上記各取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を上記各取引所において取引することができなくなります。

上記のとおり、本公開買付け及びその後には予定されている本株式交換により、当社株式は上場廃止となりますが、公開買付者の完全子会社となり、両社の連携を強化することによって、事業上のシナジー効果の享受のほか、迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となり、さらには両社における経営資源の最適配分を図ることができるとともに、本公開買付価格、その他の条件は妥当で、株主の皆様が利益保護

に十分留意されており、株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに対し賛同の意見を表明しました。また、当社は、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、発行済の当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得する方針とのことであり、本公開買付けにより、公開買付者が発行済の当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に当社との間で、本株式交換を行うことにより、公開買付者が発行済の当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を取得し、平成23年10月1日を目処に当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図しているとのことです。

本株式交換においては、公開買付者を除く当社の株主が所有する当社株式の対価として公開買付者の株式を割当て交付することを予定しており、公開買付者の株式1株以上を割り当てられた当社の株主は、公開買付者の株主となります。なお、本株式交換は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の決議による承認を受けずに実施される可能性があります。また、本株式交換は、会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により、当社における株主総会の決議による承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、当社と公開買付者それぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には当社と公開買付者が協議・合意の上、決定いたしますが、本株式交換により公開買付者を除く当社の株主が受け取る対価（公開買付者の株式。但し、公開買付者株式の1株未満の端数を割当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下同じです。）を決定するに際しての当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。

なお、当社は、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生までの間に、自らが所有する当社株式の全てを消却する予定です（当社の平成23年2月4日公表の「平成23年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載した平成22年12月31日現在の当社の所有する自己株式数は1,629,512株であり、当該自己株式数の株式所有割合は4.91%（小数点以下第三位四捨五入）です。）。

本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主は、会社法の手続に従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。

なお、上記手続については関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社の株主による当社株式の所有状況等によっては、その実施の時期又は完全子会社化の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合であっても、公開買付者を除く当社の株主が受け取る対価を決定するに際しての当社株式の評価（対価が金銭の場合は公開買付者を除く当社の株主に交付される金銭の額）は、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更の内容については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

(6) その他

当社は、公開買付期間中に平成23年3月期第3四半期報告書を提出する予定です。

3. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。
5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。
6. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。
7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。
8. 今後の見通し
 - (1) 本公開買付け後の方針等
本公開買付け後の方針等については、「2. (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。
 - (2) 今後の業績の見通し
本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。
9. 支配株主との取引等に関する事項
該当事項はありません。
10. 公開買付者による買付け等の概要
公開買付者が本日公表した別紙「株式会社オーエム製作所株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上



平成 23 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 ダイワボウホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 阪口 政明
(コード：3107、東証・大証第一部)
問合せ先 法務コンプライアンス室長 大城代 昌男
(TEL. 06—6281—2325)

株式会社オーエム製作所株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ダイワボウホールディングス株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 2 月 4 日開催の取締役会において、株式会社オーエム製作所（東京証券取引所市場第一部・大阪証券取引所市場第一部、コード番号：6213、以下「対象者」といいます。）の株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式 8,969,000 株（対象者の平成 22 年 11 月 12 日提出の第 88 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 11 月 12 日現在の発行済株式総数（33,200,000 株）に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）：27.02%（小数点以下第三位四捨五入））を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定しておりませんが、応募株券等の合計が 6,848,000 株（対象者の平成 22 年 11 月 12 日提出の第 88 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 11 月 12 日現在の発行済株式総数（33,200,000 株）から、平成 22 年 12 月 31 日現在の対象者の所有する自己株式の数（1,629,512 株。なお、当該自己株式の数については、対象者の本日公表予定の平成 23 年 3 月期第 3 四半期決算短信に記載予定とのことです。以下同じ。）を控除した株式数（31,570,488 株）の 50.10%に相当する株式数（15,816,815 株（小数点以下切り上げ））から当社が本日現在所有する対象者株式数（8,969,000 株）を控除した株式数（6,847,815 株）の単元未満に係る数を切り上げた株式数）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

なお、対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

本公開買付けが成立した場合、当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行から、本公開買付け等に係る決済資金等として、金 125 億円を上限とした貸付（以下「本買収ローン」といいます。）を受けること

を予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細については、別途協議のうえ、本買収ローンに係る契約において定めることとされていますが、本買収ローンに係る契約において、当社が本公開買付けの結果取得することとなる対象者株式を本買収ローンの担保に供し、対象者が当社の完全子会社となった後は、対象者が当社の連帯保証人となること等が規定される予定です。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社は、昭和16年に紡績会社4社の合併により大和紡績株式会社として設立されました。

以降、綿紡織を軸に、レーヨン（化学繊維）やポリプロピレン（合成繊維）を生産対象に加える一方、インドネシア、ブラジルに進出して合弁事業を展開する等、総合繊維メーカーを目指して事業を拡大してまいりましたが、他方で、祖業とする紡織事業の成熟化の進展に対処し、事業構造の変革を継続的に実行してまいりました。具体的には、衣料製品・産業資材・合織の各事業へ重点投資を実行し、インドネシア、中国での縫製事業の拠点開設や産業資材・カンバス事業の設備増強、ポリプロ短繊維・スパンレース不織布事業の設備拡充等、中核事業の基盤強化に努めると共に、IT事業や工作機械の製造販売等、多様な事業領域を展開する企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）を形成してまいりました。

さらに、グループ連結経営をより一層推進するため、平成18年1月の会社分割による純粋持株会社体制への移行、平成21年4月のITインフラ流通事業のダイワボウ情報システム株式会社との経営統合、同年7月の繊維事業を統括する中間持株会社（大和紡績株式会社）の設立とダイワボウホールディングス株式会社への商号変更をそれぞれ実行して、当社グループの経営体制を拡充いたしました。

一方、対象者は、昭和24年7月に、企業再建整備法（昭和21年法律第40号。その後の改正を含みます。）に基づき、紡績機械等を製造していた当社六道工場の現物出資により大和機械工業株式会社として設立されました。対象者は、翌年に株式会社オーエム紡機製作所に社名を変更し、さらに昭和35年に株式会社大阪機械製作所との合併により株式会社オーエム製作所に社名を変更して、繊維機械、工作機械及び自動包装機械の製造・販売を開始いたしました。

対象者は、昭和27年に大阪証券取引所（現株式会社大阪証券取引所。以下「大阪証券取引所」といいます。）の市場第一部に上場し、その後、昭和46年には東京証券取引所（現株式会社東京証券取引所。以下「東京証券取引所」といいます。）の市場第一部への上場を果たしました。

対象者の現在の主力製品である工作機械については、長年の実績に基づく知識と技能を駆使して顧客の信頼を獲得しています。とりわけ立旋盤の分野においては、独自技術による専門性の高い丁寧な製品づくりで、市場から高い評価を得ております。

しかしながら、近年の対象者グループの事業を取り巻く環境は、顧客の設備投資意欲の減退、企業間競争の激化等、厳しい状況が続いております。

対象者は、このような中、平成22年4月から平成25年3月までの「第四次中期経営計画（AGGRESSIVE-21IV）」を策定し、海外生産や海外調達の推進や、海外販売の推進を中心とする営業戦略、立旋盤のフルライン化や新規マーケットへ対応する製品開発の強化等を最重要課題に掲げ、平成22年7月の台湾におけるTAIWAN O-M CO., LTDの設立等により、海外生産や海外調達の推進によるコスト競争力の強化を図るとともに、中国をはじめインドやASEAN地域の新興諸国向けの廉価型汎用機械、インフラ投資が急拡大する新興諸国を主なターゲットとする原子力・風力発電、航空機、建設機械等、事業活動を支える産業インフラ向けの中・大型立旋盤等の販売拡大に努めております。

しかしながら、かかる競争力強化や販売拡充をより推進するためには、さらなる新興諸国における生産拠点の確立や市場拡大のための販路開拓が必要であるほか、新規マーケットへ対応するための製品等の開発についても強化が必要な状況となっております。

他方、近年の当社グループを取り巻く環境も、依然としてデフレ圧力が根深く残り、設備投資や個

人消費が徐々に改善しつつあるものの、急激な円高の進行と世界経済の減速の影響を受け引き続き厳しい状況が続いております。

こうした状況下において、当社グループは、平成21年4月から、ITインフラ流通事業を新しい中核分野に加え、当社グループの事業ポートフォリオの革新によるさらなる成長戦略を実行することを主題とする中期経営計画「ニューステージ21」第三次計画（平成21年4月～平成24年3月）（以下「本中期経営計画」といいます。）をスタートさせ、上記のとおり、平成21年7月の繊維事業を統括する中間持株会社（大和紡績株式会社）の設立とダイワボウホールディングス株式会社への商号変更をそれぞれ実行して、当社グループの経営体制を拡充したほか、国際市場を視野に入れた事業戦略の構築、連結収益力の向上を目指すとともにニーズの変化に対応した新規商材・商流の開発を強化し、市場創造に努めてまいりました。

また、当社は、平成23年4月に迎える「創立70周年」を機に、また、第101期連結会計年度（平成23年4月～平成24年3月）が本中期経営計画の最終事業年度でもあることから、今後のあるべき当社グループの成長戦略について検討を進めてまいりました。

このような中、当社と対象者は、平成22年10月以降、両社の連携強化に向けて具体的な協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社が対象者を完全子会社化し、両社の連携を強化することによって、当社は、(i)当社グループにおいては、ITインフラ流通事業と繊維事業に加えて、対象者の産業インフラ事業を第三の柱とすることによってグループ各社との緊密な戦略的連携によるグローバル市場での事業拡大が加速し、資本財（工作機械）から生産財・消費財の生産・販売までを手掛けることで景気変動に対する対応力の向上と安定した収益構造の確立を実現させることが可能となり、(ii)他方、対象者においても、下記①ないし③記載の事業上のシナジー効果の享受のほか、迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となり、(iii)さらには両社にとって、これら両社におけるシナジーを最大限に発揮すべく、効率的な事業展開を進めるための経営資源の最適配分を図ることができると判断し、本日、当社による対象者の完全子会社化に向けた公開買付けの実施を決定いたしました。

- ① 当社グループのインドネシア、中国、ブラジルにおける生産・販売拠点等の経営インフラや、当社グループ進出国の政府、有力地元企業等との緊密なつながり等、当社グループが長年培ってきた海外事業に係るノウハウ等の強みを有効活用することで、対象者の「第四次中期経営計画（AGGRESSIVE-21IV）」の経営ビジョンに掲げる海外事業展開を迅速かつ効率的に実行することができるものと考えられます。特に、新興諸国では電力網や高速鉄道・道路整備等の産業インフラ投資が相次いでおり、対象者が当社グループへ加わることにより、対象者が得意とする大型立旋盤の輸出拡大や新興国における生産拠点の確立と販売網の構築を迅速に推進することができるものと考えられます。
- ② 当社グループのIT技術と対象者における機械製造技術の融合によって、製品やシステムの統合・集積が容易となり、新たな機能を有する高付加価値商品の開発が可能と考えられます。新規需要が見込まれる成長領域を攻略するには、さらなる技術開発と商品開発が必要となりますが、その鍵となる当社グループのIT技術と、対象者の長年の実績に基づく機械製造技術の融合により、制御システム・アプリケーション開発、モニタリング分析、通信インフラ等の技術を駆使した顧客満足度の高い工作機械や自動包装機械の開発を目指します。
- ③ 当社グループの取引先は、最先端のIT企業や対象者の事業と密接に関連する機械製造業、金属加工業、医薬品製造業、飲料製造業など多岐にわたり、取引先との連携により、市場動向や顧客ニーズの把握に努めることにより、新商品の開発や既存商品の新規分野への事業展開など対象者の新たな事業機会も創出が期待できるものと考えられます。

今後は、本中期経営計画における「ハードとソフトの融合により、21世紀の新たな生活文化の提案と人に優しい地球環境への貢献を使命とするパイオニア集団を目指す」という当社グループの経営理念のもと、対象者を加えた当社グループ各社の相互のシナジーを追求し、当社グループの企業価値の

向上を図ります。また、当社は、本公開買付けは、IT関連の「情報インフラ」及び繊維関連の「生活インフラ」に、「産業インフラ」を加えることで、対象者を加えた当社グループとして「社会インフラ」の領域で、顧客満足を追求し、地球環境との共生と持続可能な社会の創造への貢献に資するものと考えております。

(3) 本公開買付け後の経営方針

当社は、現時点において本公開買付け後においても対象者の役員体制を基本的に維持する意向であり、また、本公開買付け後も対象者の従業員の雇用及び処遇を維持継続する予定ですが、本公開買付け後における対象者の現役員の地位の継続や従業員の雇用及び処遇の維持継続に関して、対象者の現役員及び対象者との間で、何らの合意もしておりません。

当社は、本公開買付け後も、当社及び対象者双方の企業価値の向上のため、完全親会社として、対象者とのコミュニケーションを一層深め、対象者を加えた当社グループの企業価値の最大化に向け、従来にも増して、グループとして一体性のある事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者の発行済株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する方針であり、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、当社が対象者の発行済株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式を除きます。）を取得し、平成23年10月1日を目処に対象者を当社の完全子会社とすることを企図しております。

本株式交換においては、当社を除く対象者の株主が所有する対象者株式の対価として当社の株式を割当て交付することを予定しており、当社の株式1株以上を割り当てられた対象者の株主は、当社の株主となります。なお、本株式交換は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の決議による承認を受けずに実施される可能性があります。また、本株式交換は、会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の決議による承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、当社と対象者それぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には当社と対象者が協議・合意の上、決定いたしますが、本株式交換により当社を除く対象者の株主が受け取る対価（当社の株式。但し、当社株式の1株未満の端数を割当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下同じ。）を決定するに際しての対象者株式の評価は、本公開買付け価格と同一の価格を基準にする予定です。

なお、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生までの間に、自らが所有する対象者株式の全てを消却する予定とのことです（平成22年12月31日現在の対象者の所有する自己株式数は1,629,512株であり、当該自己株式数の株式所有割合は4.91%（小数点以下第三位四捨五入）です。）。

本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主は、会社法の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。

なお、上記手続については関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の所有状況等によっては、その実施の時期又は完全子会社化の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合であっても、当社を除く対象者の株主が受け取る対価を決定するに際しての対象者株式の評価（対価が金銭の場合は当社を除く対象者の株主に交付される金銭の額）は、本公開買付け価格と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更の内容については、対象者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されています。

しかしながら、当社は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は、上場されている上記各取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本株式交換により、当社は対象者を完全子会社化することを企図していますので、その場合、対象者の株式は上記各取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の株式を上記各取引所において取引することができなくなります。

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、本日現在において当社の子会社ではありませんが、当社は対象者の普通株式 8,969,000 株（株式所有割合：27.02%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

① 公開買付者における措置

(a) 本公開買付け価格の公正性についての検討

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）及び野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付け価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び野村証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村証券から平成 23 年 2 月 3 日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受け、当該算定結果を記載した株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 274 円から 363 円

類似会社比較法 490 円から 826 円

DCF法 478 円から 590 円

まず市場株価平均法では、平成 23 年 2 月 2 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値（363 円）、直近 1 週間の終値平均値（355 円）、直近 1 ヶ月の終値平均値（343 円）、直近 3 ヶ月の終値平均値（306 円）及び直近 6 ヶ月の終値平均値（274 円）を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 274 円から 363 円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 490 円から 826 円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値

の範囲を 478 円から 590 円までと分析しております。

当社は、野村証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村証券による算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 23 年 2 月 4 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 540 円と決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。

本公開買付価格は、平成 23 年 2 月 3 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の 368 円に対して 46.7%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去 1 ヶ月間（平成 23 年 1 月 4 日から平成 23 年 2 月 3 日）の終値の単純平均値 344 円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して 57.0%、過去 3 ヶ月間（平成 22 年 11 月 4 日から平成 23 年 2 月 3 日）の終値の単純平均値 307 円に対して 75.9%、過去 6 ヶ月間（平成 22 年 8 月 4 日から平成 23 年 2 月 3 日）の終値の単純平均値 275 円に対して 96.4%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

(b) 公開買付期間を比較的長期に設定

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

② 対象者における措置

(a) 価格の公正性についての検討

対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を判断するにあたり、その参考資料として当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）より、株式価値算定書を平成 23 年 2 月 3 日付で取得したとのことです（なお、みずほ証券からは、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。対象者によれば、みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行ったとのことであり、上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

(i) 市場株価基準法

平成 23 年 2 月 2 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値（363 円）、直近 1 週間の終値の単純平均値（355 円）、直近 1 ヶ月の終値の単純平均値（343 円）、直近 3 ヶ月の終値の単純平均値（306 円）及び直近 6 ヶ月の終値の単純平均値（274 円）を基に、1 株当たりの価値の範囲を 274 円から 363 円までと算定したとのことです。

(ii) 類似会社比較法

対象者と事業内容等が類似する上場会社（以下「類似会社」といいます。）を複数選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1 株当たりの価値の範囲を 495 円から 564 円と算定したとのことです。

(iii) DCF 法

対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値

に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの価値の範囲を475円から583円と算定したとのことです。

なお、みずほ証券は、当社及び対象者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

またDCF法による算定の基礎として対象者がみずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び野村證券に提出した利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。対象者によれば、これは、平成22年5月7日に対象者が開示した平成22年4月から平成25年3月までの「第四次中期経営計画（AGGRESSIVE-21IV）」において最重要施策として掲げ、平成22年9月13日に対象者が開示した「CNC立旋盤の海外生産開始について」において進捗を開示している、海外生産、海外調達の推進と海外売上高の拡大が期待できると考えたためとのことです。このため、平成24年3月期以降は、当該中期経営計画に掲げた目標数値より増益を見込んでいるとのことです。

(b) 独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、意思決定過程における公正性を確保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業を選任し、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、必要な法的助言を得たとのことです。

(c) 利害関係のない取締役及び監査役全員による承認

対象者によれば、当社の代表取締役会長を兼任する対象者の監査役である菅野 肇は、利益相反の疑いを回避する観点から、平成23年2月4日開催の対象者取締役会を含む本公開買付けに関する全ての審議に参加していないとのことです。また、当該取締役会においては、対象者取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことであり、当社の代表取締役会長を兼任する対象者の監査役である菅野 肇以外の対象者監査役全員が当該取締役会に参加し、対象者取締役会が上記意見を表明することにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの決済後である平成23年3月31日を基準日とする期末配当を行った場合、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異を生じる可能性があることから、平成23年2月4日開催の対象者取締役会において、平成23年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議したとのことです。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社オーエム製作所	
② 所 在 地	大阪市淀川区宮原3丁目5番24号（新大阪第一生命ビル8階）	
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 山村 英司	
④ 事 業 内 容	一般機械の製造販売事業、鋳造品の製造販売事業、その他事業（レジャー関連）	
⑤ 資 本 金	1,660百万円（平成22年12月31日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和24年7月1日	
⑦ 大株主及び持株比率	ダイワボウホールディングス株式会社	27.01%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	9.66%
	株式会社オーエム製作所	4.91%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.10%

	株式会社北越銀行	3.01%
	株式会社山陰合同銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	3.01%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2.13%
	オーエム協力会社持株会	1.50%
	住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	1.43%
	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.20%
	(平成 22 年 9 月 30 日現在)	
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資本関係	当社は対象者の発行済株式総数の 27.02%に相当する 8,969,000 株を保有しております。	
人的関係	当社の代表取締役会長である菅野 肇は、対象者の監査役を兼任しております。	
取引関係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。	
関連当事者への該当状況	対象者は当社の持分法適用関連会社であり、当社の関連当事者に該当しません。	

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議日	平成 23 年 2 月 4 日 (金曜日)
公開買付開始公告日	平成 23 年 2 月 7 日 (月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 23 年 2 月 7 日 (月曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 2 月 7 日 (月曜日) から平成 23 年 3 月 22 日 (火曜日) まで (30 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 540 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び野村證券を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の

株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成 23 年 2 月 3 日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受け、当該算定結果を記載した株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	274 円から 363 円
類似会社比較法	490 円から 826 円
DCF 法	478 円から 590 円

まず市場株価平均法では、平成 23 年 2 月 2 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値（363 円）、直近 1 週間の終値平均値（355 円）、直近 1 ヶ月の終値平均値（343 円）、直近 3 ヶ月の終値平均値（306 円）及び直近 6 ヶ月の終値平均値（274 円）を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 274 円から 363 円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 490 円から 826 円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 478 円から 590 円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対するデュール・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 23 年 2 月 4 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 540 円と決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません）。

本公開買付価格は、平成 23 年 2 月 3 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の 368 円に対して 46.7%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去 1 ヶ月間（平成 23 年 1 月 4 日から平成 23 年 2 月 3 日）の終値の単純平均値 344 円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して 57.0%、過去 3 ヶ月間（平成 22 年 11 月 4 日から平成 23 年 2 月 3 日）の終値の単純平均値 307 円に対して 75.9%、過去 6 ヶ月間（平成 22 年 8 月 4 日から平成 23 年 2 月 3 日）の終値の単純平均値 275 円に対して 96.4%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

近年の対象者グループの事業を取り巻く環境は、顧客の設備投資意欲の減退、企業間競争の激化等、厳しい状況が続いております。

対象者は、このような中、「第四次中期経営計画（AGGRESSIVE-21IV）」を策定し、海外

生産や海外調達への推進によるコスト競争力の強化を図るとともに、新興諸国向けの廉価型汎用機械、新興諸国を主なターゲットとする産業インフラ向けの中・大型立旋盤等の販売拡大に努めております。

しかし、かかる競争力強化や販売拡充をより推進するためには、さらなる新興諸国における生産拠点の確立と販路開拓が必要であるほか、新規マーケット向けの製品開発強化が必要な状況となっております。

他方、近年の当社グループを取り巻く環境も、依然としてデフレ圧力が根深く残り、設備投資や個人消費が徐々に改善しつつあるものの、急激な円高の進行と世界経済の減速の影響を受け引き続き厳しい状況が続いております。こうした状況下において、当社グループは、当社グループの事業ポートフォリオの革新によるさらなる成長戦略の実行、国際市場を視野に入れた事業戦略の構築、連結収益力の向上を目指すとともにニーズの変化に対応した新規商材・商流の開発を強化し、市場創造に努めてまいりました。

このような中、当社は、今後のあるべき当社グループの成長戦略について検討を進める中で、平成22年10月以降、対象者との間で連携強化に向けて具体的な協議を重ねてまいりました。

その結果、当社が対象者を完全子会社化し、両社の連携を強化することによって、当社は、(i)当社グループにおいては、ITインフラ流通事業と繊維事業に加えて、対象者の産業インフラ事業を第三の柱とすることによってグループ各社との緊密な戦略的連携によるグローバル市場での事業拡大が加速し、資本財（工作機械）から生産財・消費財の生産・販売までを手掛けることで景気変動に対する対応力の向上と安定した収益構造の確立を実現させることが可能となり、(ii)他方、対象者においても、①当社グループの海外事業に係るノウハウ等の強みの有効活用による迅速・効率的な海外事業展開の実行、②当社グループのIT技術と対象者の機械製造技術の融合による高付加価値商品の開発、③当社グループの多岐にわたる取引先との連携による新商品の開発や既存商品の新規分野への事業展開など新たな事業機会の創出、並びに④迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となり、(iii)さらには両社にとって、これらのシナジーを最大限に発揮すべく、効率的な事業展開を進めるための経営資源の最適配分を図ることができると判断し、平成23年2月4日付で、本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により、本公開買付け価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーに野村證券を選定して、平成22年12月に対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より株式価値算定書を平成23年2月3日に取得しております。

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	274円から363円
類似会社比較法	490円から826円
DCF法	478円から590円

(iii) 当該意見を踏まえて買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付け価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成23年2月4日開催の取締役会におい

て、本公開買付価格を1株当たり540円と決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません）。

（対象者における本公開買付価格の公正性を担保するための措置）

（a）価格の公正性についての検討

他方、対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を判断するにあたり、その参考資料として当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券より、株式価値算定書を平成23年2月3日付で取得したとのことです（なお、みずほ証券からは、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです）。対象者によれば、みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行ったとのことであり、上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

（i）市場株価基準法

平成23年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値（363円）、直近1週間の終値の単純平均値（355円）、直近1ヶ月の終値の単純平均値（343円）、直近3ヶ月の終値の単純平均値（306円）及び直近6ヶ月の終値の単純平均値（274円）を基に、1株当たりの価値の範囲を274円から363円までと算定したとのことです。

（ii）類似会社比較法

類似会社を複数選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの価値の範囲を495円から564円と算定したとのことです。

（iii）DCF法

対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの価値の範囲を475円から583円と算定したとのことです。

なお、みずほ証券は、当社及び対象者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

またDCF法による算定の基礎として対象者がみずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び野村證券に提出した利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。対象者によれば、これは、平成22年5月7日に対象者が開示した平成22年4月から平成25年3月までの「第四次中期経営計画（AGGRESSIVE-21IV）」において最重要施策として掲げ、平成22年9月13日に対象者が開示した「CNC立旋盤の海外生産開始について」において進捗を開示している、海外生産、海外調達の推進と海外売上高の拡大が期待できると考えたためとのことです。このため、平成24年3月期以降は、当該中期経営計画に掲げた目標数値より増益を見込んでいるとのことです。

（b）独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、意思決定過程における公正性を確保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業を選任し、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、必要な法的助言を得たとのことです。

（c）利害関係のない取締役及び監査役全員による承認

対象者によれば、当社の代表取締役会長を兼任する対象者の監査役である菅野 肇は、利益相反の疑いを回避する観点から、平成23年2月4日開催の対象者取締役会を含む本公開買付けに関する全ての審議に参加していないとのことです。また、当該取締役会においては、対象者取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことであり、当社の代表取締役会長を兼任する対象者の監査役である菅野 肇以外の対象者監

査役全員が当該取締役会に参加し、対象者取締役会が上記意見を表明することにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

③ 算定機関等との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
22,601,488株	6,848,000株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,848,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,848,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である22,601,488株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の平成22年11月12日提出の第88期第2四半期報告書に記載された平成22年11月12日現在の発行済株式総数(33,200,000株)から、平成22年12月31日現在の対象者の所有する自己株式の数(1,629,512株)及び公開買付者が本日現在所有する対象者株式の数(8,969,000株)を控除した株式数(22,601,488株)です。

(注4) 買付予定数の下限は、対象者の平成22年11月12日提出の第88期第2四半期報告書に記載された平成22年11月12日現在の発行済株式総数(33,200,000株)から、平成22年12月31日現在の対象者の所有する自己株式の数(1,629,512株)を控除した株式数(31,570,488株)の50.10%に相当する株式数(15,816,815株(小数点以下切り上げ))から公開買付者が本日現在所有する対象者株式数(8,969,000株)を控除した株式数(6,847,815株)の単元未満に係る数を切り上げた株式数(6,848,000株)です。

(注5) 単元未満株式も、本公開買付けの対象となります。

(注6) 会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	8,969個	(買付け等前における株券等所有割合28.41%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	86個	(買付け等前における株券等所有割合0.27%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	22,601個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	31,371個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(22,601,488株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、各特別関係者の所有株券等(対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

- (注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成22年11月12日提出の第88期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の発行している全ての株式（但し、対象者が所有する自己株式及び公開買付け者が所有する対象者株式を除きます。）を本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成22年11月12日現在の対象者の発行済株式総数（33,200,000株）から、平成22年12月31日現在の対象者の所有する自己株式の数（1,629,512株）を控除した株式数（31,570,488株）に係る議決権の数（31,570個）を分母として計算しております（なお、対象者の単元株式数は1,000株です。）。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 12,204,803,520円

(注) 買付代金は、買付予定数（22,601,488株）に本公開買付価格（540円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
- ② 決済の開始日
平成23年3月29日（火曜日）
- ③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。
買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

- ④ 株券等の返還方法
下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①金融商品取引法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容
応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,848,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,848,000株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）

す。)第14条第1項第1号イ乃至リ、ヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づく公正取引委員会に対する事前届出に対し、(i)公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡その他これらに準じる措置を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は(iii)同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合及び(ii)対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、

当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付者及び公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 23 年 2 月 7 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる今期業績予想への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、平成 23 年 2 月 4 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者によれば、当社の代表取締役会長を兼任する対象者の監査役である菅野 肇は、利益相反の疑いを回避する観点から、平成 23 年 2 月 4 日開催の対象者取締役会を含む本公開買付けに関する全ての審議に参加していないとのことです。また、当該取締役会においては、対象者取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことであり、当社の代表取締役会長を兼任する対象者の監査役である菅野 肇以外の対象者監査役全員が当該取締役会に参加し、対象者取締役会が上記意見を表明することにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成 22 年 10 月 13 日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想の修正の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成 23 年 3 月期第 2 四半期（累計）連結業績予想数値の修正（平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1 株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	4,000	410	400	240	7.56
今回発表予想 (B)	4,130	660	650	390	12.30
増減額 (B-A)	130	250	250	150	—
増減率 (%)	3.3	61.0	62.5	62.5	—
(ご参考) 前期第 2 四半期実績 (平成22年 3 月期第 2 四半期)	6,043	1,282	1,314	765	24.11

平成 23 年 3 月期通期連結業績予想数値の修正（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	9,000	1,170	1,140	670	21.10
今回発表予想 (B)	9,300	1,460	1,450	880	27.81

増減額 (B-A)	300	290	310	210	—
増減率 (%)	3.3	24.8	27.2	31.3	—
(ご参考) 前期実績 (平成22年3月期)	11,547	2,115	2,141	1,068	33.64

平成23年3月期第2四半期(累計)個別業績予想数値の修正(平成22年4月1日～平成22年9月30日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	3,500	400	390	225	7.08
今回発表予想 (B)	3,570	640	670	400	12.62
増減額 (B-A)	70	240	280	175	—
増減率 (%)	2.0	60.0	71.8	77.8	—
(ご参考) 前期第2四半期実績 (平成22年3月期第2四半期)	5,589	1,309	1,356	806	25.40

平成23年3月期通期個別業績予想数値の修正(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	8,000	1,150	1,120	660	20.78
今回発表予想 (B)	8,100	1,400	1,400	840	26.55
増減額 (B-A)	100	250	280	180	—
増減率 (%)	1.3	21.7	25.0	27.3	—
(ご参考) 前期実績 (平成22年3月期)	10,551	2,190	2,275	1,224	38.54

② 平成23年3月期第3四半期決算短信(連結)

対象者によれば、対象者は本日付で平成23年3月期第3四半期決算短信(連結)を公表することであり、当該決算短信(連結)の概要は以下のとおりとのことです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の内容は対象者によるものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証する立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者は、本公開買付けに係る公開買付け期間中に、第88期第3四半期に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

平成23年3月期第3四半期決算短信(連結)の概要(平成22年10月1日～平成22年12月31日)

(1) 損益の状況(連結)

会計期間	平成23年3月期 (第88期)第3四半期累計期間
売上高	5,728百万円
売上原価	3,703百万円
販売費及び一般管理費	1,301百万円

営業外収益	22百万円
営業外費用	38百万円
四半期純利益	405百万円

(2) 1株当たりの状況 (連結)

会計期間	平成 23 年 3 月期 (第 88 期) 第 3 四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	12.81円
1株当たり配当額	-円
1株当たり純資産額	374.18円

③ 平成 23 年 3 月期配当予想の修正

対象者によれば、対象者は、本公開買付けの決済後である平成 23 年 3 月 31 日を基準日とする期末配当を行った場合、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異を生じる可能性があることから、平成 23 年 2 月 4 日開催の対象者取締役会において、平成 23 年 3 月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成 23 年 3 月期の剰余金の配当 (期末配当) を行わないことを決議したとのことです。

以 上

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表（平成 23 年 2 月 4 日 15 時 30 分 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、株式会社オーエム製作所の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、ダイワボウホールディングス株式会社及び株式会社オーエム製作所は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本プレスリリースには、ダイワボウホールディングス株式会社及び株式会社オーエム製作所の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してあります。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことは出来ません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表又は配付に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令を遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。